

紀泉高原鳥獣保護区の概要

1 名称

紀泉高原鳥獣保護区

2 区域

阪南市所在国有林 801、802、806、807 の各林班、

岬町所在国有林 810、811 の各林班、鳥取池及び同池堤防を含む一円の区域

(新規拡大区域)

3 面積

約 305 ha (新規拡大区域 112 ha)

4 存続期間

平成 26 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日まで (10 年間)

5 指定目的

当該地区は、大阪府と和歌山県を隔てる和泉山脈の西部に位置し、南側は和歌山県に接する大阪府の南部、阪南市と岬町の南端に位置する。

当該地区内の植生は、コナラ、カシ、ヤマザクラ、ヤマモモなどの広葉樹林やモチツツジーアカマツ群集、スギ・ヒノキ人工林で構成されている。また、今回、拡大した区域である岬町所在国有林 810 と 811 の林班の植生は、シイ・カシの萌芽林やカクレミノ、シロダモも多い地域である。

このような、自然環境を反映して、鳥獣保護区の更新にあたり実施した調査では 79 種の鳥類の生息が確認され、ミゾゴイ、サシバ、ハヤブサなど環境省レッドリスト掲載鳥類 9 種のほか、今回、拡大した岬町側の区域では、ミゾゴイ、ミサゴ、ハチクマなど環境省レッドリスト掲載鳥類 7 種が確認されている。特に、ミゾゴイについては当該地区内の渓流部において繁殖も確認されており、また、ミサゴが当地を囲むように 3 番^{つがい}も繁殖しており、大阪府域では他に例がなく特筆すべき場所となっている。

さらに、獣類では大阪府レッドデータブック掲載哺乳類であるアナグマなどの生息が確認されており、多くの野生鳥獣の良好な生息地となっている。

このため、当該地区は、野生鳥獣の保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区としての区域を拡大し、野生鳥獣及び生息地の保護を図るものである。

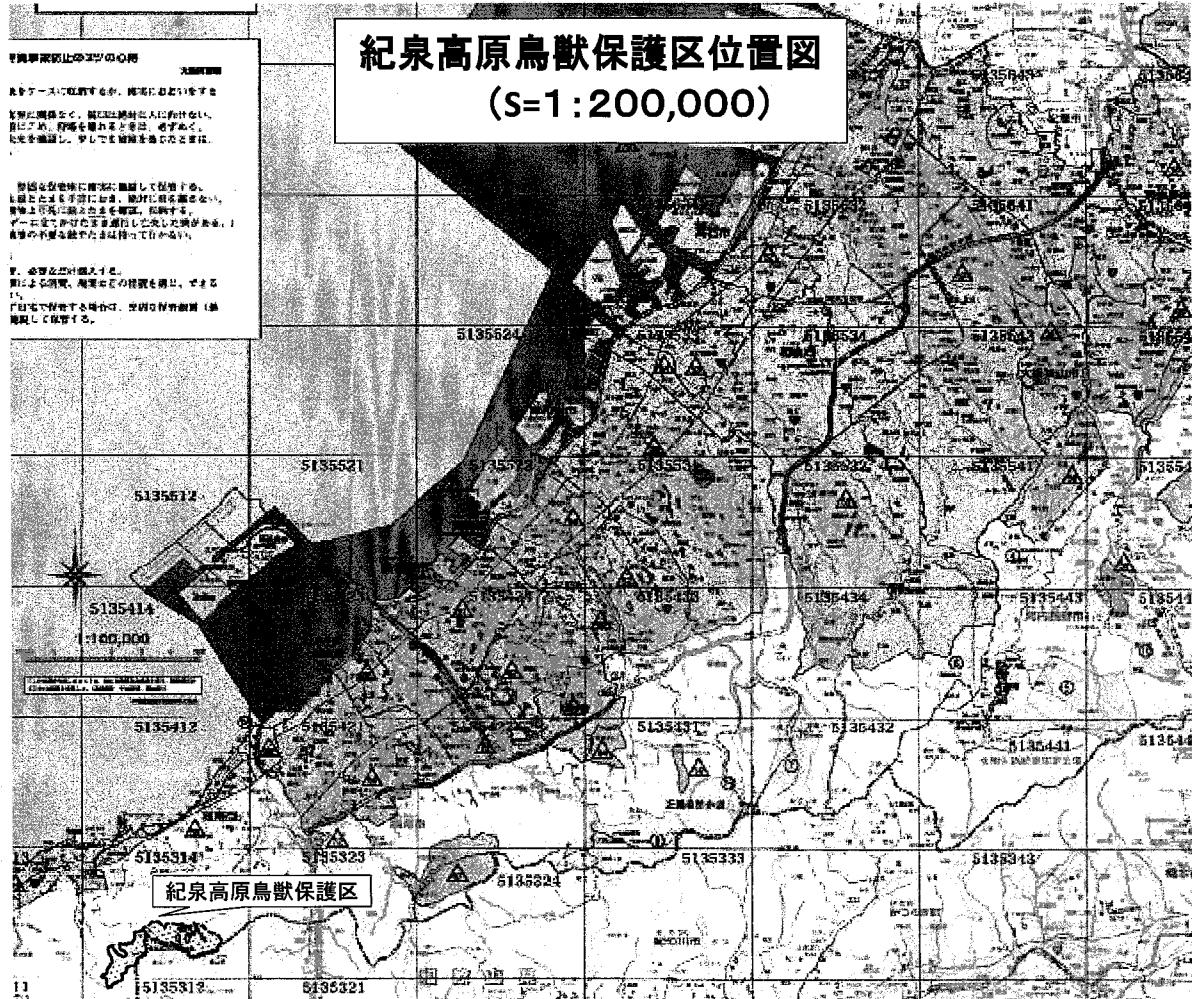
紀泉高原鳥獣保護区位置図 (S=1:200,000)

『要事実を防ぐ心のコツ』
大河内信義著
此をケースに取扱ふるが、現実に心おどきをすむ
方には興味なく、既に人生絶対に人に負けない、
自己アピール等を繰り返さるとまでは、必ずある。
本を活潑にし、少しでも知識を身に着ける事は、

静態を整え常に常に動機として活性する。上級と下級の手筋に加え、勝利に弱る意地悪い、勝負上好んで詐欺を走る等を察する。採用する。第一に定めた手筋を過度にした次第が差違。直感の不要な越手をたまに持つて有るが半分。

里、必要を以て開拓する。
町による開拓、開拓事業の接続を図り、それを
もつて、
自らで保有する場合に、町庭を保有者（無
期限して）保有する。

卷之三

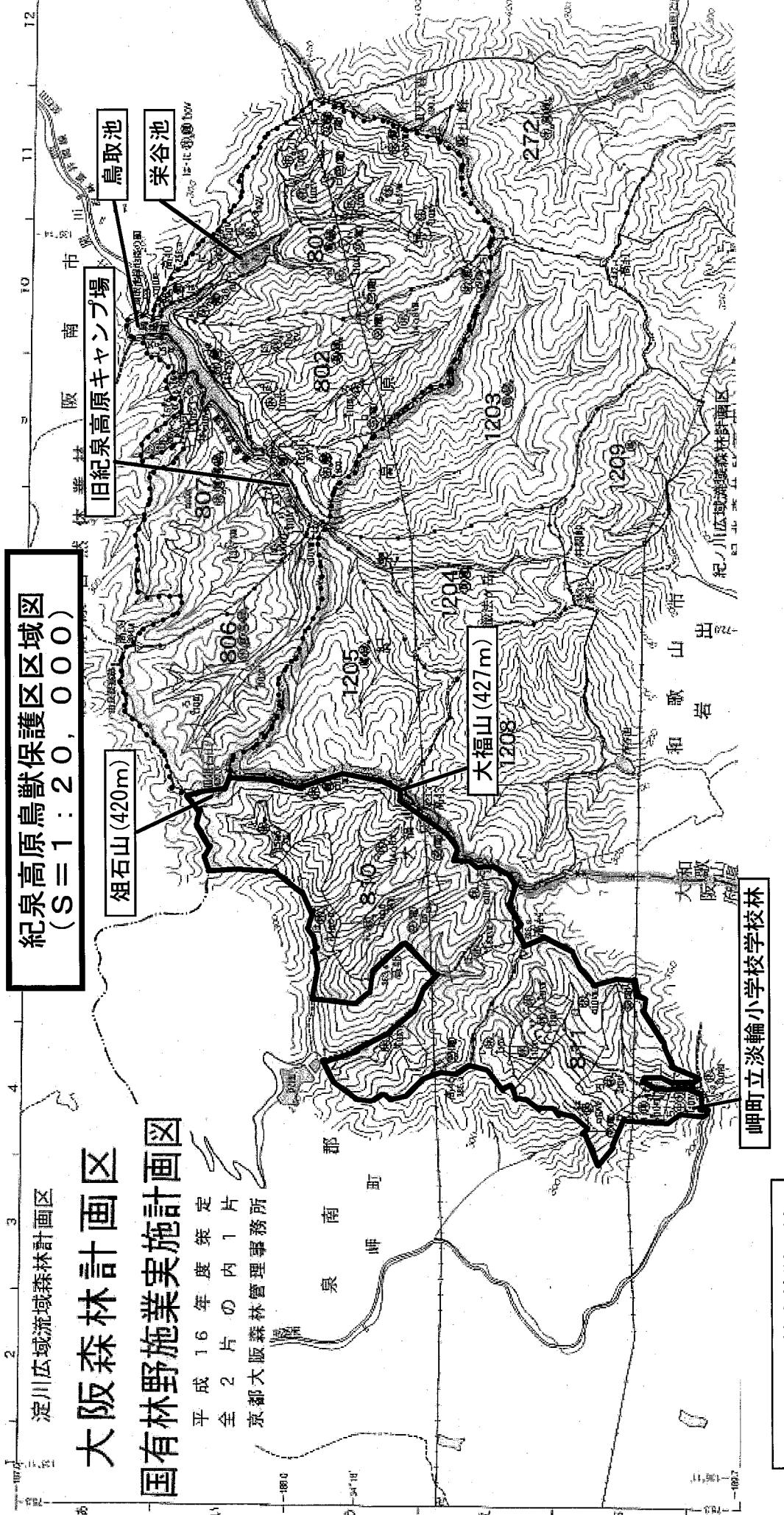


大阪森林計画図 国有林野施業実施計画図

平成16年度策定
全2片
京都大阪森林管理事務所

淀川流域森林計画区
あ

紀泉高原鳥獣保護区区域図
(S=1:20,000)



紀泉高原鳥獣保護区の全景



林内の状況



俎石山(まないたいしゃま)山頂（近畿自然歩道）



ミゾゴイ



サシバ



ハヤブサ



ミサゴ



ハチクマ



アナグマ

